

化学物質安全対策部会について
(令和5年度第2回審議 化審法第一種特定化学物質に指定された物質の
所要の措置等)

〔メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328が使用されている製品で
輸入を禁止するものの指定等について〕

1. 背景

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第11回締約国会議（COP11）において、新たにメトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328を同条約の附属書A（廃絶）に追加することが決定されたことから、今後、POPs条約の下、条約締約国において、製造、使用等を廃絶する措置等が講じられることとなり、薬事・食品衛生審議会において、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）に基づき第一種特定化学物質に指定することが適当とされた。

これら3物質について、令和5年12月11日の化学物質安全対策部会にて、輸入を禁止とする製品の指定等の具体的な措置を審議した。

2. 化審法による対応

(1) 輸入を禁止する製品の指定

当該化学物質の国内におけるこれまでの使用状況、当該化学物質が使用されている製品の輸入状況並びに海外における使用状況等を踏まえ、下表のとおり輸入禁止製品を指定することが適当であるとされた。

化学物質	化審法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ド デカクロロ-1, 4, 4 a, 5, 6, 6 a, 7, 10, 10 a, 11, 12, 12 a-ドデカヒ ドロ-1, 4 : 7, 10-ジメ タノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤 ・シリコーンゴム ・潤滑油 ・接着剤及びテープ ・電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル
2-(2H-1, 2, 3-ベン ゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ビス(2-メチルブ タン-2-イル) フェノール (別名UV-328)	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料又はワニス ・潤滑油 ・接着剤、テープ及びシーリング用の充填料 ・プラスチック用紫外線吸収剤

※メトキシ[2, 2, 2-トリクロロ-1-(メトキシフェニル)エチル]ベンゼン(別名メトキシクロル)について、我が国において製造、輸入等の実績が認められないことから、化審法第24条第1項の規定に基づく輸入を禁止する製品の指定は行わない。

(2) 代替困難な用途の指定

メトキシクロルについては、POPs 条約において特定の用途を除外する規定はなく、我が国においても製造、輸入等の実績が認められないため、デクロランプラス及び UV-328 については、他の物質・技術への代替が完了する見込みであり、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、当該化学物質の全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当であるとされた。(化審法第 25 条に基づく代替困難な用途の指定は行わない。)

(3) 取扱上の技術基準への適合が求められる製品の指定

メトキシクロルについては、我が国において化審法における用途の製造、輸入等の実績が認められず、取扱う製品がないため、デクロランプラス及び UV-328 については、他の物質・技術への代替が完了する見込みであり、取扱う見込みもないため、指定を行わないことが適当であるとされた。(化審法第 28 条第 2 項に基づく取扱上の技術基準に適合することが求められる製品の指定は行わない。)